

第6章 地震災害対策計画

地震による災害が発生した場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1節 月形町と活断層

北海道における地震は、プレート境界付近で発生する海溝型地震や海のプレート内の地震陸のプレートの浅いところで発生する陸域の浅い地震が想定され、道内の主要活断層として地震調査研究推進本部では9の活断層帯を発表している。

断層とは、地震によって岩盤がずれ動いた境目のことで、その内最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層が活断層と言われている。

月形町の近郊で認められている主な活断層は次のとおりとなっており、この活断層の存在や活動性等については永続的に留意していく必要がある。

第1 増毛山地東縁断層帯

沼田町から月形町に至る約60kmの断層帯で、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層であり、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は日本の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

第2 当別断層

当別町二番川付近から当別町本中小屋付近に至る約20kmの断層帯で、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層であり、M7.0程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大2.0%で、この値は日本の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

第3 石狩低地東縁断層

美唄市から安平町に至る約66kmの断層帯で、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層と推定され、M7.9程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0%とされている。

第2節 町民の心構え

過去の大規模地震の経験を踏まえ、自らの身は自らが守る、「自助」を基本とし、平常時からの備えを怠らないよう心がけるとともに、避難、被災者の救助救出等に欠くことのできない「共助」を図るため、地域の連帯感を深め、防災意識を高める必要な措置を講ずるものとする。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

集合場所や避難経路、連絡方法等について、普段から家庭内での話し合いを行うとともに、木造建物の不燃化、建物の補強、家具の転倒防止対策を講ずる。また、3日分の飲料水、非常食、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。

さらに、行政区等で実施される防災訓練等への参加、隣近所と地震災害時の協力について話し合いをもつなどコミュニケーションを図るとともに、地域内の要配慮者の把握や、災害発生時における支援について話し合う。

2 地震発生時の心得

地震災害に伴う火災の発生は、被害の拡大を招く大きな要因の一つであることから、住民は自主防災組織等と協力し初期消火活動に努めるものとする。

避難に際しては、ガラスの飛散、建物の倒壊、道路の陥没等に留意し、より安全な経路により避難施設へ避難を行う。この場合に、避難行動要支援者への避難支援について配慮することに心がける。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

普段から、地震災害等における対処方法について職場内で検討を行うとともに、役割分担についてもあらかじめ定める等の措置を講ずるものとする。また、木造建物の不燃化、既存建物の耐震化促進、ロッカー、書棚、パソコン等の転倒防止対策を講じ、被害の軽減を図るものとする。

帰宅困難者の発生や、交通の途絶を考慮し、飲料水、非常食、救急用品の備蓄を図るものとする。

2 地震発生時の心得

地震災害発生時には、従業員の安否確認はもとより、来場者等の安否確認、避難誘導等について適切に実施するとともに、被災を免れた場合においては、被災者の受入れや、物資の提供についても積極的に行うものとする。

第3節 災害応急活動体制

町長は、自衛隊、警察等による災害派遣の受入れが円滑に行われるよう締結された大規模災害等に際しての月形町、警察、消防及び自衛隊の情報共有に関する協定を活用し、担当者、連絡先等を明確にするとともに、大部隊の派遣受入れに備え、多数の車両、ヘリコプター、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

第1 ヘリコプター離着陸場

第5章第28節 消防防災ヘリコプター活用計画による。

【参考】資料編5-12 大規模災害等に際しての月形町、警察、消防及び自衛隊の情報共有に関する協定

第4節 耐震化対策

第1 拠点施設

町は、災害応急対策の実施拠点となる施設や避難所となる施設の耐震改修を進めるものとする。また、耐震化の推進に当たっては具体的計画を定め計画的実施に努めるものとする。

第2 教育施設

町は、町立の小中学校について、各学校毎に耐震改修計画を策定するとともに計画的に整備改修を図るものとする。

第5節 危険物等対策

大規模地震災害が発生した場合、家庭用灯油タンクの転倒による灯油の流出やLPGボンベの転倒によるガス漏れ等、危険物による二次災害の発生が懸念されることから、次により対策を講ずるものとする。

第1 災害予防

危険物等災害を未然に防止するため、危険物の貯蔵・取扱いを行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

1 事業者

自社施設については、第7章第3節「危険物等災害対策計画」に規定するところによるほか、家庭用燃料及び事業所用燃料並びにLPGの供給先に対しても、危険物の貯蔵・保管に関して適切な指導を行うとともに、タンク等の転倒が懸念される場合、配管の劣化が見受けられる場合等についても指導、改善を図るものとする。

2 住民

住民自らも、危険物の保管場所、容器・設備等について注意を払い、適切な管理を行うものとする。

3 岩見沢地区消防事務組合

消防法の規定に基づく、保安検査、立入検査、防火査察等を通じて危険物の適正管理の指導を行うとともに、必要に応じて改善命令（指示）を行うものとする。

第2 災害応急対策

地震災害発生後においては、事業者にあつては、被災地域の危険物の状況を確認し、漏洩等が発見された場合には、関係機関と協力してその対処に当たるものとする。

特に、灯油・重油等については、漏洩すると環境に与える影響が大きいことから、迅速、かつ、適切な対応を図るものとする。

第6節 被災建物安全対策

町長は、町の区域において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震が発生した場合、次に定めるところにより被災建物の応急危険度判定を実施するものとする。

月形町震災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するために実施する被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の下に設置する応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の設置及び業務の実施に必要な事項について定める。

第2 実施本部の設置

- 1 地震の発生によって月形町災害対策本部が設置されたときは自動的に設置される。
- 2 前項の規定にかかわらず、月形町長が震後対策として特に必要と認めるときは、実施本部を設置することができる。
- 3 実施本部長は、被災建築物応急危険度判定担当課長とする。

第3 実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりとする。

- 1 地震発生後の情報収集
- 2 実施本部、判定拠点の設置
- 3 北海道震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）等への支援要請
- 4 北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）の支援要請
- 5 判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の受入れ
- 6 判定コーディネーターの指示により、参集判定士を判定班に編成及び班長の選任
- 7 判定班へのガイダンスの実施
- 8 判定班による判定の実施（判定は判定班員で構成する判定チームにより実施）
- 9 必要に応じて、判定班への判定資機材等の配付
- 10 用意した輸送手段により、判定拠点へ派遣
- 11 判定結果の集計、報告
- 12 実施本部、判定拠点の解散等
- 13 その他実施本部の運営及び業務の実施に必要な事項

第4 判定実施要否の判断

- 1 災害対策本部長（月形町長）は、被害情報をもとに判定実施本部長の意見を聞き、判定実施の要否を判断する。

- 2 判定実施本部長は、管内に震度5以上の地震が発生したとき、判定の要否判断に必要な被害状況を収集し、災害対策本部長に対して、判定実施の要否を具申する。
- 3 判定実施本部長は、被害状況及び被害予測に基づき災害対策本部長が判定実施要否についての判断をするために必要な資料を作成する。

第5 判定実施の宣言等

- 1 災害対策本部長は、判定を要すると判断したときは、直ちに判定実施を宣言する。
- 2 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、判定実施本部長は、直ちに北海道災害対策地方本部の下に設置された支援地方本部に判定実施の決定を通知する。
- 3 判定実施本部長は、前項のほか、判定実施及びこれに関する情報をマスメディア等の協力を得て、被災者等への周知を行う。

第6 判定拠点の設置、判定実施区域及び判定実施順位等の決定

- 1 実施本部は被害情報をもとに判定拠点の設置について検討し、必要に応じて設置する。
- 2 実施本部は被害情報をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、要判定区域を設定し当該区域内の判定対象建築物棟数を推計する。
- 3 実施本部は、要判定区域の設定に当たり、災害対策本部の協力を得て、被災状況の確認を行う。
- 4 推計した要判定対象建築物棟数、判定実施区域をもとに実施可能なオペレーションタイプを選択し、必要な判定士数、判定コーディネーター数を算定する。

(1) オペレーションタイプ、判定実施区域の決定にあたっては、次に掲げることに留意する。

- ア 必要判定士数（タイプ1においては行政職員判定士対応）
- イ 当面の投入可能判定士数、不足判定士数
- ウ 応援依頼判定士数
- エ オペレーションタイプの変更の要否
- オ 判定実施区域の変更の要否
- カ 判定対象となる建築物の用途、規模等の変更の要否
- キ 被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助、治安状況等）
- ク 判定活動の被害者等への影響
- ケ 優先順位設定の要否

(2) オペレーションタイプは次に掲げるとおりとする。

- ア タイプ1 所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施
- イ タイプ2 ^{しっかい}「悉皆」の対象について、「外観」調査を中心として判定を実施
- ウ タイプ3 ^{しっかい}「悉皆」の対象について、「立入り」調査を中心として判定を実施

第7 判定実施計画の策定

実施本部長は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

- 1 オペレーションタイプ

第6章 地震災害対策計画

- 2 判定実施区域、優先順位
- 3 対象となる建築物の用途規模
- 4 判定実施期間
- 5 必要判定士数
- 6 応援判定士数
- 7 判定コーディネーター数
- 8 判定資機材
- 9 その他

第8 北海道への支援要請

実施本部長は、必要に応じて支援地方本部を経由して、判定士等の派遣等の支援要請を北海道応急危険度判定支援本部長に行う。

第9 地元判定士等の参集

実施本部長は、月形町内の判定士に対し、参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等を連絡し、参集要請を行う。

第10 必要判定士等の連絡・調整

実施本部長は、地元判定士数を含めた必要判定士数及び判定コーディネーター等、現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の参集に必要な事項を支援地方本部長に連絡し、必要判定士数等についての過不足調整を行う。

第11 判定資機材の準備

- 1 実施本部長は、実施本部及び判定拠点における判定資機材の調達状況を調査し、支援地方本部長に連絡する。
- 2 実施本部は、支援地方本部と連携し、判定資機材の輸送方法を確保する。

第12 判定コーディネーターの配置

実施本部長は、実施本部及び判定拠点に判定コーディネーターを配置し、判定士のコーディネート等に從事させる。

第13 判定士等の移送及び輸送手段並びに宿泊所等の確保

- 1 実施本部長は、判定実施計画に基づき、各判定士等を第一次参集場所から実施本部又は判定拠点への移送について、支援地方本部長に依頼する。
- 2 実施本部長は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行い、準備状況を支援本部長に連絡する。
- 3 実施本部長は、判定士を判定実施地区に輸送する手段を確保し、その状況を支援本部に連絡する。
- 4 実施本部長は、前二項の準備ができない状況のときは、支援地方本部長に対して当該業務の一部又は全部の代行を依頼し、判定士等の輸送手段及び食料の調達並びに宿泊所の確保を行うことができる。

第14 判定士等の受付、名簿作成

- 1 実施本部長は参集した判定士について、支援地方本部が作成した派遣判定士等の名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。
- 2 実施本部長は、確認状況を支援地方本部長に連絡する。

第15 判定結果の報告及びその活用

- 1 実施本部長は、判定コーディネーターから当日分の判定結果の報告を受け、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなど必要な措置をとる。
- 2 実施本部長は、二次災害の防止等、判定活動の安全確保のため、必要に応じて災害対策本部長と協議し、その了解を得て適切な措置を行う。

第16 住民への広報

実施本部長は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、判定の実施状況等について広報する。

第17 判定を受けた建築物等の所有者への対応

- 1 実施本部長は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。
- 2 実施本部長は、建築関係団体等の協力を得て被災建築物の所有者へ被災度区分判定実施の指導、応急復旧の相談に応じる。

第18 実施本部業務の終了

- 1 実施本部の業務は次の各号の業務が完了した時点をもって終了とする。
 - (1) 判定実施の終了
 - (2) 判定結果の集計、資料整理の終了
 - (3) 判定結果の災害対策本部長への報告の終了
- 2 実施本部長は、判定業務終了後、災害対策本部長と協議し、判定結果を集計整理し、担当部局に引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施事項

道路管理者は、道路災害を未然に防止するため次の予防対策を実施するものとする。

- 1 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- 2 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備を図るものとする。
- 3 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的、かつ、総合的に実施するものとする。
- 4 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- 5 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- 7 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

第2 情報通信

第7章 事故災害対策計画

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため、通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報供計画」の定めにより行う。

第4 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

第5 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより行う。

第6 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

第7 消防活動

- 1 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、岩見沢地区消防事務組合による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- 2 岩見沢地区消防事務組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施し、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

第8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町長は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第9 交通規制

町長は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

第10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第11 災害復旧

町長は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- 1 道路災害に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

- 2 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速、かつ、円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- 3 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- 4 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 危険物等災害対策計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質（以下「危険物等」という。）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

例：石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

例：火薬、爆薬、火工品（工業用雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

例：液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

例：毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。

第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然防止するため、危険物の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

1 事業者

消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督員の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

2 岩見沢地区消防事務組合

(1) 消防法の規定に基づく、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

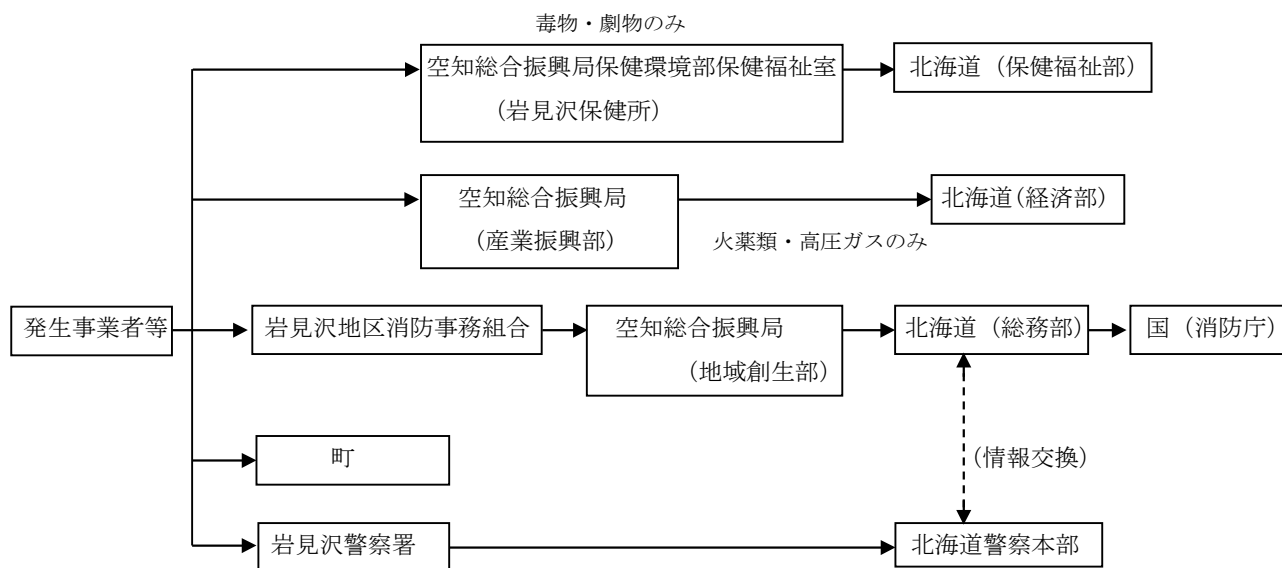
(2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡体制

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報供計画」の定めにより行う。

4 応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

5 救助救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより行う。

6 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めにより行う。

7 消防活動

(1) 事業者は、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその拡大延焼を最小限に抑える消防活動に努めるものとする。

(2) 岩見沢地区消防事務組合は、事業者と緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤等を活用し、危険物の性状に合った適切な消火活動を実施するとともに、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町長は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第7章 事故災害対策計画

9 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置を講ずるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

第3節 大規模火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 災害予防

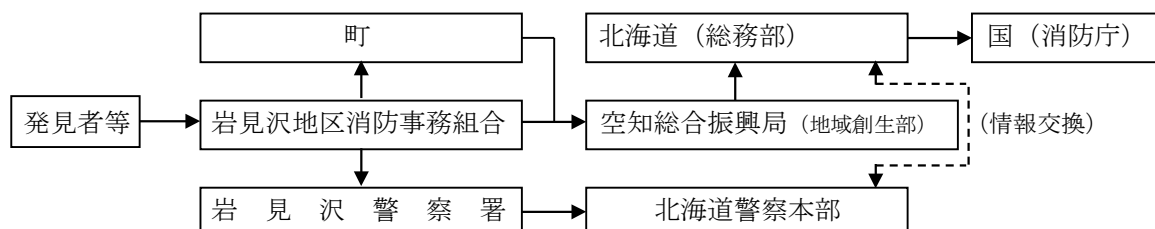
町及び岩見沢地区消防事務組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、建築物や公共施設の不燃化による延焼拡大の防止、空地・緑地の連続的配置による延焼遮断帯の形成、防火思想の普及等の予防対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡体系

大規模火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱を防止するため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めにより行う。

3 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

大規模な火事災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより行う。

5 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めにより行う。

6 消防活動

岩見沢地区消防事務組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消火活動を行うものとする。

(1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

第7章 事故災害対策計画

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

7 避難措置

町長及び消防長は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第4節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、町は、国、道及び関係機関と連携を図り、次により対策を講ずるものとする。

1 一般入林者対策

山菜採取、魚釣等の入林者に対しては、入林の許可・届出等の指導、煙草による失火がないよう指導を行う。

2 火入れ対策

森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び月形町火入れに関する条例（昭和59年3月22日月形町条例第8号）の規定に基づく許可を取得させ、火入れ方法の指導、許可附帯条件を遵守させる。

第2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、月形町林野火災予消防対策協議会を設け、関係機関相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

1 実施機関

町、岩見沢地区消防事務組合、空知森林管理署、空知総合振興局森林室、石狩振興局森林室

2 協力機関

岩見沢警察署、J R北海道、そらち森林組合、空知総合振興局、各地区森林愛護組合、月形観光協会、猟友会岩見沢支部月形部会

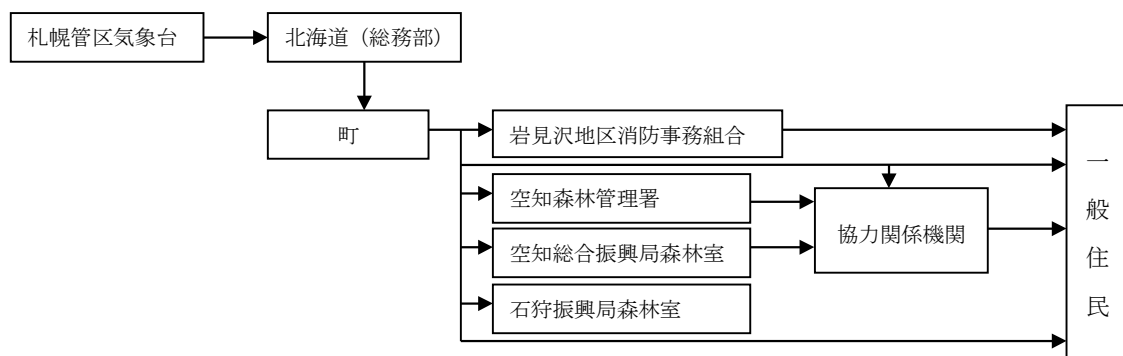
第3 気象情報対策

1 林野火災気象通報

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

2 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は次のとおりとする。



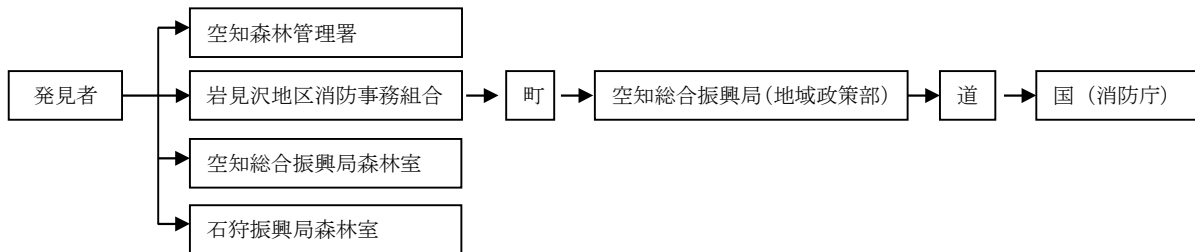
第7章 事故災害対策計画

第4 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡体系

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害対策の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 町長は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書を速やかに提出するものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報供計画」の定めにより行う。

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急体制を整え、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

岩見沢地区消防事務組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、及び林野火災が広域化する場合等には、第5章第28節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興につなげていく必要がある。現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

第8章 災害復旧・被災者援護計画

10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別の法律で定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、資料のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

2 市町村

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、月形町に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

3 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、月形町に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	

第8章 災害復旧・被災者援護計画

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所
（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した道民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金

- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則(別記)の定めるところによる

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2及び北海道地域防災計画第10章第2節第4に基づき、北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第16条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、委託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定

(昭和34年9月1日甲北海道知事乙日赤北海道支部長)

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局:日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い

第8章 災害復旧・被災者援護計画

義援品は原則として取扱わない。

13 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

北海道災害義援金募集委員会委員名簿

	機関名	担当部署	住 所
委員	北海道新聞社	総務部	中央区大通西3丁目
委員	朝日新聞社北海道支社	管理部	中央区北1条西1丁目
委員	毎日新聞社北海道支社	総務部	中央区北4条西6丁目
委員	読売新聞東京本社北海道支社	総務部	中央区北4条西4丁目
委員	釧路新聞社札幌支社		中央区大通西1丁目
委員	十勝毎日新聞社札幌支社		中央区北2条西2丁目
委員	苫小牧民報社札幌支社		豊平区中の島1条6丁目
委員	室蘭民報社札幌支社		中央区大通西8丁目
委員	日本放送協会札幌放送局	広報・事業部	中央区大通西1丁目
委員	北海道放送	広報部	中央区北1条西5丁目
委員	札幌テレビ放送	総務局	中央区北1条西8丁目
委員	北海道テレビ放送	総務局	豊平区平岸4条13丁目
委員	北海道文化放送	総務部	中央区北1条西14丁目
委員	テレビ北海道	総務部	中央区大通東6丁目
委員	エフエム北海道	総務部	中央区北1条西2丁目
委員	エフエム・ノースウェーブ	総務部	北区北7条西4丁目
委員	STVラジオ	総務部	中央区北1条西8丁目
委員	北海道社会福祉協議会	総務部	中央区北2条西7丁目かでの2.7
委員	北海道共同募金会		中央区北2条西7丁目かでの2.7
委員	連合北海道	道民運動局	中央区北4条西12丁目ほくろう4階
事務局	日本赤十字社北海道支部	事業部	中央区北1条西5丁目

別記

北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第10章第2節第4災害義援金の募集及び配分に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(配分要綱等)

第7条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

別紙

災害義援金配分事業要綱骨子

第8章 災害復旧・被災者援護計画

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1 義援金配分要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。

2 実施主体

北海道災害義援金配分委員会とする。

(事務局:北海道保健福祉部福祉局地域福祉課)

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣旨

都度委員会において定める。

5 配分方法

北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金(預金利子を含む)は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。

6 広報・周知

義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。

7 経費

各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。

(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。

8 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

北海道災害義援金配分委員会委員名簿

	機関名	担当部署	住 所
委員	北海道新聞社	総務部	中央区大通西3丁目
委員	朝日新聞社北海道支社	管理部	中央区北1条西1丁目
委員	毎日新聞社北海道支社	総務部	中央区北4条西6丁目
委員	読売新聞東京本社北海道支社	総務部	中央区北4条西4丁目
委員	釧路新聞社札幌支社		中央区大通西1丁目
委員	十勝毎日新聞社札幌支社		中央区北2条西2丁目
委員	苫小牧民報社札幌支社		豊平区中の島1条6丁目
委員	室蘭民報社札幌支社		中央区大通西8丁目
委員	日本放送協会札幌放送局	広報・事業部	中央区大通西1丁目
委員	北海道放送	広報部	中央区北1条西5丁目
委員	札幌テレビ放送	総務局	中央区北1条西8丁目
委員	北海道テレビ放送	総務局	豊平区平岸4条13丁目
委員	北海道文化放送	総務部	中央区北1条西14丁目
委員	テレビ北海道	総務部	中央区大通東6丁目
委員	エフエム北海道	総務部	中央区北1条西2丁目
委員	エフエム・ノースウェーブ	総務部	北区北7条西4丁目
委員	STVラジオ	総務部	中央区北1条西8丁目
委員	北海道社会福祉協議会	総務部	中央区北2条西7丁目かでの2.7
委員	北海道共同募金会		中央区北2条西7丁目かでの2.7
委員	連合北海道	道民運動局	中央区北4条西12丁目ほくろう4階
委員	日本赤十字社北海道支部	事業部	中央区北1条西5丁目
委員	北海道総務部	危機対策局 危機対策課	中央区北3条西6丁目(本庁3階)
事務局	北海道保健福祉部	福祉局 地域福祉課	中央区北3条西6丁目(本庁6階)